

# 第101回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和2年12月18日(金曜日)

|                   |     |           |     |         |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------|
| 出席議員<br><br>(13名) | 1番  | 金 澤 孝 良   | 2番  | 児 玉 雅 善 |
|                   | 3番  | 加 古 原 瑞 樹 | 4番  | 千 種 和 英 |
|                   | 5番  | 小 林 裕 和   | 6番  | 廣 利 一 志 |
|                   |     |           | 8番  | 岡 本 義 次 |
|                   | 9番  | 金 谷 英 志   | 10番 | 山 本 幹 雄 |
|                   | 11番 | 岡 本 安 夫   | 12番 | 西 岡 正   |
|                   | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 石 堂 基   |
| 欠席議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |
|                   |     |           |     |         |

|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|
| 事務局出席<br>職員職氏名                 | 議 会 事 務 局 長                                                                                           | 中 石 嘉 勝 | 書 記     | 大 上 千 佳 |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br><br>(9名) | 町 長                                                                                                   | 庵 途 典 章 | 副 町 長   | 坪 内 頼 男 |
|                                | 教 育 長                                                                                                 | 浅 野 博 之 | 総 務 課 長 | 藤 木 卓   |
|                                | 住 民 課 長                                                                                               | 山 田 裕 彦 | 健康福祉課長  | 福 本 秀 基 |
|                                | 農林振興課長                                                                                                | 松 阪 鉄 矢 | 建 設 課 長 | 重 崎 勇 人 |
|                                | 教 育 課 長                                                                                               | 宇 多 雅 弘 |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|                                | 〈備 考〉<br><br>※企画防災課長 税務課長 高年介護課長 農林振興課特命参事 商工観光課長<br>上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長<br>委員会室で待機 |         |         |         |
| 欠 席 者<br><br>(名)               |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
| 遅 刻 者<br><br>(名)               |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
| 早 退 者<br><br>(名)               |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
|                                |                                                                                                       |         |         |         |
| 議 事 日 程                        | 別 紙 の と お り                                                                                           |         |         |         |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 115 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 116 号 佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 114 号 町道路線の認定について（町道長尾岡ノ平線、町道小山安川旧道線）（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 117 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 129 号 調停の申立てについて
- 日程第 6. 同意第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7. 同意第 11 号 佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 日程第 8. 同意第 12 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9. 同意第 13 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10. 同意第 14 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 11. 同意第 15 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12. 同意第 16 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 13. 同意第 17 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14. 同意第 18 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15. 同意第 19 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16. 同意第 20 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17. 同意第 21 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18. 同意第 22 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19. 同意第 23 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20. 同意第 24 号 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21. 佐用町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 23. 議員派遣について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

役場裏の佐用川も氷が張りまして、極寒の朝を迎えています。皆様、早朝よりご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
それでは、直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 115 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 116 号 佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（石堂 基君）            まず、日程第 1 及び日程第 2 について一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）            ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 115 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について、及び、日程第 2、議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを一括議題とします。

議案第 115 号及び議案第 116 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託していますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、加古原瑞樹議員。

〔総務常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

総務常任委員長（加古原瑞樹君）    おはようございます。

それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について報告をさせていただきます。

審査日時は、令和 2 年 12 月 4 日、午前 9 時 30 分から午前 10 時 5 分。

審査場所は、本庁舎西館 3 階、議員控室です。

出席者は、総務常任委員会委員全員と、当局からは、町長、副町長、教育長、総務課長、同課総務人事室長、同課室長補佐、教育課長、同課企画総務室長、同室主査であります。

事務局から、局長と局長補佐も参加しております。

早速、議案第 115 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

最初に追加説明を求めました。

本条例改正点は、本来、受益者に負担していただく実費負担が相当と思われるのは、基本額とは別建てに料金設定し、その分は減免の対象から外すということが改正の大きなところ。

料金設定は、近隣市町との均衡も考慮したが、基本額につきましては、現行の月額 8,000 円を 6,000 円に引き下げ、別途、おやつ代を月額 1,000 円、年間の保険代 800 円を利用者の方に負担していただく。ちなみに、近隣市町では、全ての市町が別建て方式を取っている。基本額が月額 6,000 円のところが姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、上郡町。月額 8,000 円のところが、たつの市、太子町。おやつ代については、月額 1,000 円のところが姫路市とたつの市。1,200 円のところが宍粟市と太子町。月額 1,500 円が相生市と上郡町となっている。赤穂市は、実費徴収ということになっています。保険代については、ほとんどの市町が 800 円となっています。赤穂市と相生市は実費徴収。

減免制度については、現行の所得基準を基にした減免制度を「就学援助対象者に限る」とする改正を、このたび提案した。また、今回の改正では、利用者の方に納入の手間を少しでも省けるように、毎月の納入を 2 カ月に 1 回の納入に変更するとの説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、今までは、総額 8,000 円だったが、改正により幾らになるのかについて、基本額が 8,000 円から 6,000 円になるが、おやつ代の 1,000 円がかかるので、月々は 7,000 円。これとは別に年額で保険代が 800 円かかる。トータルでは安くなるが、これまで第 2 子以降や母子家庭や就学援助対象者の方は、8,000 円全てが無料となっていたが、この改正

により利用者全員に、おやつ代と保険代を負担していただくことになるとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての審査に入りました。

最初に追加説明を求めました。

条例制定の根拠となった公職選挙法の一部を改正する法律概要の 1 点目は、町村議会議員選挙と町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、これまで、地方自治体の選挙においては、都道府県、市までは選挙公営が行われていたが、それを町村まで広げる。内容は、選挙カー、選挙ビラ、選挙用ポスターの 3 点について、公費負担を行うというもの。

2 点目は、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁ということで、選挙運動用ビラの作成については、選挙公営を行うということなので、当然、ビラ頒布も解禁さる。ちなみに町村議会議員のビラの上限枚数は通常、葉書の 2 倍で 1,600 枚と、公職選挙法に定められている。

3 点目は、町村議会議員選挙においても供託金制度を導入する。この公職選挙法の改正の趣旨は、立候補をしやすくなる。お金のかからない選挙というのが根底にある。立候補をしやすくなる半面、無責任な立候補を防ぐという意味で、供託金を導入する。その額は 15 万円と法律で定められた。

なお、施行日は、12 月 12 日になる。以上が、法律の概要。

条例の中身は、まず、選挙公営の 3 本柱のうちの 1 つ選挙カーについては、2 種類の負担方法がある。1 つは、道路運送法でいう一般乗用旅客自動車運送事業、タクシーとかハイヤーを借り上げた場合です。それ以外の契約は 3 つに分かれていて、1 つ目が自動車借入契約で、いわゆるレンタカーの借り入れ。2 つ目が燃料供給の契約で燃料。3 つ目が運転手雇用の契約で運転手の雇上げ。ただし、自動車の契約については、一般運送契約とそれ以外の契約の両方行うことは法では妨げてはいないが、公費負担は、どちらかを選ぶことになる。

選挙公営の 3 本柱の 2 点目、選挙運動用のビラについては、議会議員の選挙については、上限枚数が 1,600 枚となっている。今回の条例で、上限の単価と限度額を定めている。上限単価が 7 円 51 銭、限度額は 1,600 枚に単価を掛けた 1 万 2,016 円となる。

選挙公営の 3 本柱の最後は、選挙運動用のポスターの作製で、上限枚数は、ポスターの掲示場の数と同じ。現在、本町の場合 146 か所となっているので、上限枚数も 146 枚となる。上限単価は、条例で定める計算の方法で、公職選挙法の施行令で定められた単価 525 円 6 銭に、掲示場の数 146 を掛けて、それに公職選挙法の施行令で定めている基礎の額 31 万 500 円を加えたものを、掲示場の数 146 で割ったもので、2,652 円となる。限度額は、その上限枚数と上限単価を掛けた 38 万 7,192 円となる。

このビラもポスターも、それぞれ限度額以内であればいいというわけではなく、それぞれ、枚数や単価の限度額の範囲内で 3 つともがそうでないと公費負担にならない。また、法定得票数に達しなければ公費負担できないと条例の第 2 条の但し書きに書いてある。達しない場合は、全額個人負担になるとの説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、供託金も法定得票数の率で返還されないと思うがどうかについて、供託金の没収点と今回の選挙公営にかかる対象にならない没収点につきましては、同様になる。町議会議員選挙の場合は有効投票総数を議員定数で割った数の 10 分の 1 になる。前回の選挙で言うと、有効投票数が 1 万 100 票ほどだったので、73 票ということになる。本町の

有権者数が約 1 万 4,000 人なので、100 票が安全圏となる。町長選挙の場合は、有効投票総数の 10 分の 1 になっているとの答弁。

次に、供託金は、いつまでに、どこに入金するのかについて、候補者が告示日までに法務局に供託書を提出し、法務局から納付書が来る。その納付書を持って、日本銀行の代理店に供託金の納付をする。取扱店が、令和 3 年 2 月から、三井住友銀行姫路支店になる予定。また、別途、オンラインでの申請も可能となっているとの答弁。

次に、ビラやポスターの作成は、有償契約が前提となっているが、自主制作というものがあると思うが、対象としてはどうなるのかについて。自費での制作となると、業者との契約ない場合は、経費分がかからないということになるので、対象とはならないとの答弁。

また、業者というのは、法人、個人とあるが、有償契約ができる法人格に限定したものなのかについて、選挙カーもビラもポスターも条例にはあるが、自動車であれば第 2 条に、公費を受けようとすれば、有償契約をしなければいけないが、有償契約の相手方は、法人でも個人でも構わない。ただし、選挙カーについては、生計を一にする親族は対象にならないとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議録をご参照ください。以上です。

議長（石堂 基君） 委員長の審査報告は終わりました。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、議案第 115 号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第 115 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 115 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 115 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負

担に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

〔平岡君 退場〕

議長（石堂 基君） お知らせします。1名の退席がありました。  
続けます。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 116 号、佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、反対討論を行います。

本条例制定の基となる公職選挙法では、現在不要の町村議選立候補時の供託金を全国一律で 15 万円とすると定めています。この条例案に供託金の条文はありませんが、公職選挙法で規定されている以上、条文になくとも納付が義務化されます。

総務省は、これまで供託金制度を候補者の乱立防止などを理由に、正当化する一方で、町村議選で供託金不要としてきた理由を、町村議選では立候補者が乱立する状況ではなかったからと、衆議院政治倫理選挙特別委員会で答えています。

新たに、町村議選に供託金を導入するに当たって、候補者乱立の懸念を示す事実もなく、その必要性も合理性もありません。選挙公営と供託金の両制度がなぜセットで実施されなければならないのか。道理ある説明もありません。

現行でも、町村議選の選挙葉書の郵送は、選挙公営で行われていますから、供託金が選挙公営の前提条件となるような議論は成り立ちません。

供託金制度の導入は、多様な人材の議会参加、立候補に係る環境改善に反するものであることを指摘して、反対討論といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 116 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 116 号は、原案のとおり可決されました。

お知らせします。1名の入場がありました。

〔平岡君 入場〕

議長（石堂 基君） 続けます。

---

日程第 3. 議案第 114 号 町道路線の認定について（町道長尾岡ノ平線、町道小山安川旧道線）  
（委員長報告）

日程第 4. 議案第 117 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3 及び日程第 4 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 114 号、町道路線の認定について、及び、日程第 4、議案第 117 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第 114 号及び議案第 117 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託していますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

本議会に産業厚生常任会に付託された案件、議案第 114 号、町道路線の認定について。議案第 117 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。審査した結果を報告させていただきます。

審査日時は、令和 2 年 12 月 7 日、月曜日、午前 9 時 26 分開会。午前 10 時 17 分閉会でした。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室。

出席者は、産業厚生常任委員会委員全員です。

当局から、町長、副町長、総務課長、建設課長、同課道路河川管理室長、住民課長、同課年金・保険室長及び同室保険・医療係長でありました。

事務局から、局長、局長補佐です。

まず、議案第 114 号、町道路線の認定についての審査を行いました。

追加説明を求めました。

町道長尾岡ノ平線は、平成 6 年度に県道下庄佐用線のバイパスが完成し、使用開始となりました。当時、里道・水路が現地にあり使用されていました。平成 11 年度に町道岡坂線の改良工事の際、長尾岡ノ平線も改良工事を行いました。農業用道路だけではなく、生活道路として使われていました。令和 2 年 7 月に地元自治会から町道認定の要望があり、現地確認を行い、生活道路としての実態があると判断しました。

町道小山安川旧道線について、JR 徳久駅高架橋工事は、平成 25 年に詳細設計を行い、平成 26 年度から工事に着手し、平成 28 年度から令和元年度に、JR に工事委託を行い、現在、駅前整備などを行って、令和 3 年 3 月に完工予定です。新しいアンダー部分を道路区域変更として、小山安川線に編入するため、旧道部分が区域外となる。旧道部分は、歩行

者道路として引き続き利用するために、新たに、小山安川旧道線として認定が必要であるとの説明がありました。

質疑を求めました。

長尾岡ノ平線のように、バイパスが分断されているようなケース、ほかの地域でもあると思うが、町道認定はするのか。答弁として、現地確認を行い、生活道路として利用されているかを調査し、検討したい。

質疑として、小山安川旧道線の幅員は、2メートルと狭いが基準に合致しているのか。答弁として、新規の町道認定の際は基準があるが、現在ある道路については、決まっていない。小山安川旧道線は、歩行者と自転車へのみの通行と考えていて、生活道路として認定が必要。

討論を求めました。討論はなく、討論終結し、採決に入りました。

採決は全員賛成です。

結果、議案第 114 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決すべきと決しました。

続いて、議案第 117 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加説明を求めました。

今回の改正には、2つの理由があるということで、まず、1点目、地方税法施行令の一部改正に伴うもの。今回の改正は、令和2年9月4日、政令が公布され、令和3年1月1日施行されるが、国民健康保険税には低所得者の保険税の軽減が明記され行われている。今回の改正で不利益が生じるのを減じるために、町県民税の基礎控除額を33万から43万に引き上げるものです。

追加説明の2点目、関係法令の改正による国民健康保険税条例の改正が必要となった場合の条文、文言の整理、事務の煩雑さや不備をなくするためのもので、条文や文言等の整理であり、規定の内容には影響がありません。

質疑求めました。

改正による税収の影響はに対して、答弁として、自営業、フリーランスの方、あるいは家族構成など、様々な要素を勘案する必要から、税収への影響を計算するのは困難で、現時点では分からない。

討論に入りました。討論なく、採決に入りました。

採決は、全員賛成でありました。結果、議案第 117 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本委員会では、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上であります。

議長（石堂 基君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 114 号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第 114 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君）            ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 114 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）            挙手、全員です。よって、議案第 114 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 117 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君）            ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君）            ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 117 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）            挙手、全員です。よって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（石堂 基君）            続いて、日程第 5 に入ります。日程第 5 から日程第 20 については、本日追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）            ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第 5．議案第 129 号 調停の申立てについて

議長（石堂 基君）            それでは、日程第 5、議案第 129 号、調停の申立てについてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、上程をいただきました議案第 129 号、調停の申立てにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

調停の相手方は、佐用郡佐用町下徳久 1013 番地 8、中尾正俊氏でございます。申立ての内容でございますが、町が高齢者や障害者等の交通の手段の 1 つとして、町内タクシー事業者と委託契約を結び、長年実施してきております佐用町タクシー運賃助成事業におきまして、令和 2 年 9 月の委託料請求で、相手方が代表取締役を務める事業者から提出をされたタクシー運賃助成券に不正な記載があり、利用者からの聞き取り等の調査を行ったところ、委託料の不正受領が判明をいたしました。

その後、担当課において調査を行ってまいりましたが、詳細な内容についての調査には限界があり、真相を究明するため、町の顧問弁護士を通じて、相手方に対して、真摯な調査を行い、その結果を報告をするとともに、関係書類を提出することを求めました。

これに対して、相手方の回答は、不正請求は認めたものの、その内容は、町が把握している内容と相違があり、真摯に対応しているものとは、認めがたいものであります。

そのため、顧問弁護士と協議をし、今後の対応について協議をいたしました。これまでの相手方の対応から、以後の交渉を当事者間のみで行うのは困難であると判断をし、弁護士の指導を受けて、調停の申立てをすることといたしました。

調停により、公平な裁判所の指導を取り入れ、透明性のある結論を得たいと思っております。

相手方に対しましては、不正受領の詳細な顛末を明らかにさせるとともに、反省の意を示させ、不正受領相当額の返納と今後の不正請求をしない旨の誓約を行わせたいと考えております。

また、併せて、改善策について、検討をしていきたいということが、本調定申立ての意図でございます。

以上、調停を申し立てることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、改めて、お願いを申し上げて、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これは、今、これから調べていかんとあかんというわけでございますけれど、その上月タクシーの中尾さんとかこの社員の複数の人が、そういうことをやっていたんでしょうか。

それと、ほかのタクシーについては、全然そんなことはないんでしょうか。

その 2 点について、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうことも含めて、当然、調査をしてまいります。  
具体的に、今、それが、正確にあったとか、認定したとか、ほかの方が、誰がどうだとかいうことについては、答える段階ではありません。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 129 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 129 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 129 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6．同意第 10 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、同意第 10 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途典章町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 10 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。  
本件は、教育委員、永井 薫氏の任期が令和 2 年 12 月 26 日をもって満了するため、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。  
任期は、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 26 日までの 4 年となります。  
なお、永井氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略をさせていただきます。  
ご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）                      ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 10 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）                      挙手、全員です。よって、同意第 10 号は、同意することに決定しました。

---

日程第 7. 同意第 11 号 佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

議長（石堂 基君）                      続いて、日程第 7、同意第 11 号、佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      ただ今、上程をいただきました同意第 11 号、佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることにつきましての提案のご説明を申し上げます。

農業委員の選任につきましては、平成 28 年の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、従前の公選制が廃止され、前回の改選から、町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

佐用町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項において、認定農業者である個人、また、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされております。

しかし、同項のただし書では、認定農業者の数が少ない場合で、委員の定数に 8 を乗じた数を下回る場合には、この限りでないとされております。

この場合、議会の同意を得て、少なくとも委員の 4 分の 1 の認定農業者等を任命しなければならないとなっております。

現在、本町における認定農業者の数は 41 名であります。

定数 13 名の 8 倍は 104 名となり、認定農業者の数が、少ない場合となりますので、認定農業者等を委員の 4 分の 1 以上にすることについて議会の同意を求めるものでございます。

ご同意を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより同意第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 11 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 11 号は、同意することに決定しました。

---

|         |          |                              |
|---------|----------|------------------------------|
| 日程第 8.  | 同意第 12 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 9.  | 同意第 13 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 10. | 同意第 14 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 11. | 同意第 15 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 12. | 同意第 16 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 13. | 同意第 17 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 14. | 同意第 18 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 15. | 同意第 19 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 16. | 同意第 20 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 17. | 同意第 21 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 18. | 同意第 22 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 19. | 同意第 23 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 20. | 同意第 24 号 | 佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8 から日程第 20 までについて、一括議題とします。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、同意第 12 号から日程第 20、同意第 24 号までの佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 12 号から同意第 24 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

佐用町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、先程の議案で説明をさせていただきましたとおり、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、平成 28 年 4 月 1 日から農業委員の選任方法が、公選制から町長による任命制に変更になったことから、同法第 8 条第 1 項の規定に基づきまして、任命の同意をお願いするものでございます。

同意第 12 号の花井義信（はない よしのぶ）氏は、三原にお住まいで、現在 69 歳の農業者でございます。

同意第 13 号の蔭山武喜（かげやま たけよし）氏は、佐用町佐用にお住まいで、現在 71 歳、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項に規定する利害関係を有しない者に該当する方でございます。

同意第 14 号の間嶋義弘（まじま よしひろ）氏は、櫛田にお住まいで、現在 61 歳、法第 8 条第 5 項第 2 号に規定する認定農業者である農事組合法人櫛田南の使用人でございます。

同意第 15 号の福原正幸（ふくはら まさゆき）氏は、下三河にお住まいで、現在 62 歳、認定農業者で、現佐、佐用町農業委員会委員でございます。

同意第 16 号の大谷 明（おおたに あきら）氏は、庵にお住まいで、現在 67 歳、農業者でございます。

同意第 17 号の山本孝行（やまもと たかゆき）氏は、本郷にお住まいで、現在 69 歳、佐用町農業委員会委員でございます。

同意第 18 号の竹内辰巳（たけうち たつみ）氏は、金屋にお住まいで、現在 67 歳、農業者でございます。

同意第 19 号の腰前正好（こしまえ まさよし）氏は、東徳久にお住まいで、現在 72 歳、現在、佐用町農業委員会の職務代理者であり、法第 8 条第 5 項第 2 号に規定する認定農業者である東徳久地区農事組合法人の使用人でございます。

同意第 20 号の福田範康（ふくだ のりやす）氏は、福澤にお住まいで、現在 65 歳、認定農業者でございます。

同意第 21 号の松岡英雄（まつおか ひでお）氏は、中島にお住まいで、現在 62 歳、農業者でございます。

同意第 22 号の金谷隆志（かなたに たかし）氏は、真宗にお住まいで、現在 72 歳、農業者でございます。

同意第 23 号の安本隆己（やすもと たかみ）氏は、奥海にお住まいで、現在 73 歳、農業者でございます。

同意第 24 号の古川由美（ふるかわ ゆみ）氏は、上本郷にお住まいで、現在 65 歳、兵庫県女性農業士でございます。

以上、13 名の方は、全員が地域等からの推薦を受けられた方でございます。このうち認定農業者等は 4 名で、先に同意いただきました委員の 4 分の 1 を満たしております。

なお、任期につきましては、令和 3 年 3 月 1 日から 3 年間でございます。

それぞれ、ご同意を賜われますように、お願いを申し上げて、提案理由の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君）            当局の説明が終わりました。

なお、ただ今議題としています同意第 12 号から同意第 24 号までの案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。一括議題としました 13 の案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）           ご異議なしと認めます。よって、順次、採決を行います。  
まず、同意第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 12 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）           挙手、全員です。よって、同意第 12 号は、同意することに決定しました。  
続いて、同意第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 13 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）           挙手、全員です。よって、同意第 13 号は、同意することに決定しました。  
続いて、同意第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 14 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）           挙手、全員です。よって、同意第 14 号は、同意することに決定しました。  
続いて、同意第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 15 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）           挙手、全員です。よって、同意第 15 号は、同意することに決定しました。  
続いて、同意第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 16 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）           挙手、全員です。よって、同意第 16 号は、同意することに決定しました。  
続いて、同意第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 17 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 17 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 18 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 18 号は、これに同意することに決定しました。

続いて、同意第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 19 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 19 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 20 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 20 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 21 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 21 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 22 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 22 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 23 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 23 号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
同意第 24 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 24 号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第 21. 佐用町議会運営委員会委員の選任について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 21、佐用町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

竹内日出夫議員がご逝去され、議会運営委員会委員に欠員があります。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 2 項及び申し合わせ事項により、各常任委員会から委員長を含む 3 名を選出することとしており、総務常任委員会からの選出委員が欠員となっています。

そこで、12 月 14 日、総務常任委員会が開催され、選出委員が決定されておりますので、佐用町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、議長から指名をします。

西岡 正議員 を議会運営委員会委員に、指名します。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名をしました西岡 正議員 を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### 日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 22、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

---

#### 日程第 23. 議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思  
います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載  
のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しま  
したので、閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第 101 回佐用町議会定例会はこれ  
をもって閉会します。

---

午前 10 時 19 分 閉会

---

#### 議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この定例会を終え、この 1 年間、一部組合議会等の開催をひかえておりますけれども、  
議会活動としましては、ほぼ年末を迎えようとしております。

無事に 1 年間、皆さんと一緒に議会を活動できたこと、快く、うれしく思っております。

私事ですが、昨年末以来、療養等があり、議会の中でも議員の皆様、そして、ま  
た、当局の皆様に変なご迷惑をおかけしました。皆様のご理解とご協力により、何とか  
1 年間やってこれました。本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

重ねてになりますが、小林副議長、そして、議会事務局、とりわけ陰となり支えていた  
だきました。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

定例会のほうは、本日閉会となります。

が、しかし、まだ、年を越すまでには、幾ばくかの時間があります。

近況を見ますと、ここ数日、積雪もあり、例年になく厳しい寒さとなっています。

また、感染症の関係で言えば、東京都が昨日最多を記録する。あるいは、兵庫県におい  
ても、まだまだ、高止まりの状況が続いております。とりわけ、一定期、少し落ち着いて  
いた西播磨の感染者数、昨日、一昨日と、少しまた、管内近くで増えています。

感染対策に余念がない行政の皆さんにおいては、年末年始を問わず、気の抜けない時間  
があるかと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

ただ、そうした中にも、少し、休まる時間があれば、心と体、休めていただき、感染対策  
に十分に、これまで以上に気をつけていただき、明けての 1 月 4 日、この会場で、また、

皆様に元気な姿でお会いできることを祈念してやみません。

本当に、1年間ありがとうございました。

簡単ですけども、閉会の挨拶といたします。

庵途町長、挨拶をお願いします。

#### 町長挨拶

町長（庵途典章君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきますが、その前に1点だけ報告をさせていただきます。

特別交付税の決定が12月分通知がございました。特別交付税の中で、12月の配分というのは、いわゆるルール分と言われるもので、非常に額も少ないんですけども、一応、12月と3月、2回に分けて交付をされます。

今回の12月分につきましては、全国的には総務省からの通知では、11.3%の減に12月分はなっており、これは都市部が非常に減額になっているということで通知がありました。

町村におきましては、平均で0.2%の減となっております。

その中で、佐用町におきましては、10.5%の増で、9,850万9,000円で、昨年の12月分よりか936万円のプラスということであります。ただ、これはルール分で、これが増える要因というのがありました。それは、それぞれ事務的に、きちっと計算して出したものがありますので、ただ、これが12月分にこれだけ増えたから3月分も非常に期待できるというものではございません。

これについても、市町振興課、県のほうにも、いろいろとお伺いして、私も言っておりますけれども、3月分というのは、かなり佐用町としては、特に今年は大きな災害もございませんでしたし、これから雪がどのように降って、除雪等がかなり必要になれば、また、そういう部分も加算されるんですけども、かなり厳しい、昨年度と比べると減額になるだろうということは覚悟しなければならないなというふうには思っております。

以上、特別交付税の一応、報告をさせていただきました。

それでは、改めまして、第101回に当たります議会、定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本定例会に提案させていただきました、それぞれの議案につきまして、慎重審議を賜り、それぞれ原案どおり議決、決定をいただきました。ありがとうございました。

本年、令和2年も、あともうわずか、10日余りということで、押し迫ってまいりました。本年、振り返りますと、本当に2月から、ずっと新型コロナウイルス、この感染の拡大で、日本中、世界中が大変な厳しい状況がずっと続いてまいりましたし、今の感染状況を見ますと、年が新しい年になっても、まだ、終息するという見込みが、なかなか立たないという、この1年、令和2年というのを、歴史に残る、本当に歴史に刻まれた悪い年と言いますか、最悪の年になった、そういう感じがいたします。

ただ、歴史を振り返りますと、過去には、ペストとかコレラとか、また、100年前のスペイン風邪とか、そうした感染症というのは、人類を襲って、そうした中で、その終息というのは、やはり2年、3年かかっております。そうした中で、現在は、これだけ科学が発達し、医学が発達した中で、ワクチンの開発、また、治療薬の開発が急がれて、ヨーロッパやアメリカなんかでも、そのワクチンの接種が、ようやく始まったと言いますか、はや始まったというようなことで、少し、そういう医学なり科学の力によって、何とかこれを抑え込む、拡大を防ぐという方向にも明るさが見えてきたかというふうな感じはいたしますけれども、しかし、日本においても、今、そうした接種をするための、いろいろな協議が、準備がされております。来春、多分、3月、4月頃からは、そうした日本においても接

種が始まるかと思えますけれども、それまでの間、特に、それが全部に行き渡っていくのは、相当時間がかかりますし、まだまだ、この寒い冬、インフルエンザを含めて、こうした感染症のコロナウイルスというのは、この冬が一番感染しやすい、感染力が強くなる時期だとも言われておりますので、多分、年が明けても、そういう今の状態を何とか、ぎりぎり維持して、感染を防いでいくということを、徹底していかなければならないという時期が、まだまだ続くんだろうというふうに思います。

次、新しい、令和3年を迎えて、何とか早く、そうした対策が、効果が出て、また、ワクチン等の接種によって、この感染症の終息の道筋がつけれるような、そういう見込みができるような新しい年になることを期待したいと思いますし、令和3年度が、そうした意味で、改めて、この令和2年度の非常にいろんな面で、大変みんな苦しい思いをした、こういう時代を挽回する。また、改めて再生していく、そんな年にしていく、そういういい年になることを、皆さんとともに期待し、祈りたいと思います。

今、議長からも御挨拶がありましたように、ここへきて、急に寒くなりました。今年は、寒い冬ということが気象庁から予報されておりましたけれども、しばらく暖かい日が続いていたんですけれども、2年ぶり、3年ぶりですか、雪がこれだけ降りました。まだまだ、これから年内にも、また、年明けても、こうした豪雪を警戒もしなければなりませんし、雪が降れば、特に、関越道やそこらで、たくさんの交通渋滞起こしておりますし、県内でも香美町や新温泉のほうでは、停電が発生して、たくさんのところで停電が、長時間の停電が起きています。これは全て倒木による電線を切ったり、電柱を倒したりという停電です。このことは、非常に、今、以前から心配をされるころなので、こういうことにも、十分警戒を強めていかなければならないというふうに思っております。

本当に、一気に寒くなりました。今のところ、コロナウイルスの感染防止のために、こうした生活でインフルエンザは、町内には1人も逆に出ておりません。ただ、これも油断ができませんし、コロナのほうも、町内、ポツポツと、やはり感染が確認をされております。大きなクラスターとか、爆発的に広がっていくというような状況には、今、ありませんけれども、やはりお互い、それぞれが、みんなが感染防止をしながら、この時期を、しっかりと耐えて、乗り越えていかなければならないということだと思いますので、議員皆さん方も、ご家族一緒に、しっかりと、そういう取り組みをしていただいて、新しい年を迎えて、元気に年を迎えていただきますように、心からご祈念申し上げたいと思います。

そして、また、来年もよろしく願いを申し上げます。

本議会だけではなくて、この1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。閉会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。

議長（石堂 基君）

ありがとうございました。